

安全管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第3条～第6条）
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第7条～第10条）
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第11条～第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下、「法」という。）第二十二條の二第二項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲等）

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

2 本規程において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「安全マネジメント」とは、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を社長及び役員（以下、「社長等」という。）から現場の運転士まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）のサイクルを活用して安全の確保・向上を継続的に行う仕組みをいう。
- 二 「関係法令等」とは、自動車運送事業に係る法令及び関係法令に沿って定めた社内規程をいう。
- 三 「常勤役員会」とは、常勤役員をもって構成し、取締役会に付議すべき事項、経営に関する重要事項を審議する会議をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 社長等は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえるとともに、企業理念等の浸透を図り、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させる。

○企業理念

Concept

素晴らしい空の旅のオープニングとフィニッシュは、空港リムジンバスが担っています。「また乗りたいね、大阪空港交通」そう言っていただけるように、お客様ひとり一人にご満足いただくこと。地道なファンづくりを重ねることで、より一層社業を繁栄させるとともに、広く社会へ貢献していきます。

Particulars

磨き抜かれた安全

感じる安心、育む信頼

こころのふれ合い

品格のある印象

地球にやさしい環境づくり

Key word

「また乗りたいね、大阪空港交通」

○安全方針

私たちは、「**輸送の安全の確保**」が事業の存立基盤であり、社会的責務であることを深く認識し、安全確保に最善の努力を尽くします。

- (1) 「**安全はすべてに優先する**」という意識を常に持ち、輸送の安全に関する法令・規則を守り、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- (2) 「**安全の確保**」のために、一致協力して事故防止に努め、技能の向上に努めます。
- (3) 「**安全管理体制**」を適正に運用するとともに、継続的に改善を図ります。

○行動指針

- ・私たちは、法令・規程を遵守し、安全・確実で快適な輸送に徹します。(輸送の原則)
- ・私たちは、感謝の気持ちと、思いやりの精神をもって、真心をこめてサービスをいたします。(お客さま第一)
- ・私たちは、チャレンジ精神をもって、常に改革とその実践に取り組み、会社の健全な発展に尽力します。(会社の発展)

2018年4月1日

取締役社長 大熊清司

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令等を遵守する。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
- 2 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 委託事業者を利用する場合にあっては、委託事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、委託事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、委託事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

（輸送の安全に関する目標）

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長の責務等）

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第8条 社長は、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者、その他必要な責任者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企

業統治を適確に行う。

- 2 社長は、前項の各管理者・責任者の選任、解任等について、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
- 3 運輸部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、自ら又は運輸部次長に指示し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 4 営業所長は、運輸部長又は運輸部次長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 5 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行出来ない場合は、当該者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。
- 6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別に定める組織図（別紙1）による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第9条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）

第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 四 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、常勤役員会に報告すること。
- 六 常勤役員会に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長等と現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分におこなうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める緊急連絡経路（別紙2）による。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長等又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する計画に基づき、安全マネジメントの効果的な実施に資する人材を育成するため、必要な教育、研修に関する計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合は、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、常勤役員会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改

善すべき事項の報告があった場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する施策及びこれに基づく取り組みの実績、その他輸送の安全に関する情報については、毎年度これを取りまとめて外部に対し公表する。

- 2 運輸規則第四十七条の七に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、別に定める。

附 則

この規程は、2006年10月1日から施行する。

この規程は、2008年7月8日から改定施行する。

この規程は、2009年4月1日から改定施行する。

この規程は、2010年4月1日から改定施行する。

この規程は、2011年11月1日から改定施行する。

この規程は、2012年4月1日から改定施行する。

この規程は、2018年4月1日から改定施行する。